

(仮称) 下水道管路施設
包括的維持管理業務委託 (第1期)

実施方針 (案)

令和5年(2023年)3月

熊本市 上下水道局 維持管理部 下水道維持課

実施方針（案）の目的

この実施方針（案）（以下「本方針」という。）は、下水道管路施設の維持管理について包括的民間委託方式を採用し、「(仮称)下水道管路施設包括的維持管理業務委託（第1期）」（以下「本委託」という。）を実施するに当たり、熊本市上下水道局維持管理部下水道維持課（以下「本市」という。）の方針を具体化し、本委託の概要及び事業者選定に係る事務等を周知するため作成し、公表するものです。

なお、本方針については、今後、ご意見やヒアリング等を踏まえて、内容を変更する可能性があるため、現時点では（案）として示すものです。

[コメント：赤文字部分は確認中であることを示します。以下同じとします。]

目 次

第1章 本委託に関する事項.....	1
1. 1 委託内容に関する事項.....	1
(1) 委託名称	1
(2) 対象施設	1
(3) 対象施設の管理者.....	1
(4) 本委託の目的.....	1
(5) 履行場所	1
b (6) 業務内容.....	2
(7) 事業方式	3
(8) 委託方式	3
(9) 業務期間	3
(10) 業務実施体制.....	4
1. 2 契約及び支払等に関する事項.....	4
(1) 本委託に関する協定及び契約.....	4
(2) 総価契約単価合意方式.....	4
(3) 支払方法	5
(4) 遵守すべき関係法令等.....	6
(5) 業務の引継ぎ.....	6
第2章 事業者の募集及び選定に関する事項.....	7
2. 1 事業者の選定方法.....	7
(1) 入札手続の種類.....	7
(2) 競争参加資格の確認.....	7
(3) 総合評価の方法.....	7
2. 2 事業者の募集及び選定手順.....	7
2. 3 委員会の設置.....	8
2. 4 提出書類の概要.....	8
(1) 応募資格審査書類の内容.....	8
(2) 入札書及び技術提案書等の内容.....	9
(3) 技術提案書の評価.....	9
(4) 応募の費用負担.....	9
(5) 提出書類の取扱い.....	9

2. 5	応募者の参加資格要件	10
(1)	応募者の構成	10
(2)	応募者を構成する企業に共通の参加資格要件	10
(3)	統括管理企業の入札参加資格	12
(4)	計画的維持管理企業の入札参加資格	13
(5)	日常的維持管理企業の入札参加資格	13
(6)	参加資格確認基準日	14
2. 6	条件を満たしていない者に対する特例規則	14
2. 7	競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明	14
2. 8	入札説明会	15
2. 9	落札者の決定方法	15
第3章	契約の締結等に関する事項	16
3. 1	契約の締結	16
(1)	協定及び契約の締結	16
(2)	契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置	16
(3)	契約に要する費用	16
(4)	契約保証金	16
3. 2	想定されるリスクの責任分担	16
第4章	業務実施に関する事項	17
4. 1	対象業務の水準	17
4. 2	実施状況のモニタリング	17
第5章	その他本委託の実施に関し必要な事項	18
5. 1	予算措置	18
5. 2	本委託に係る情報の提供	18
5. 3	応募者が1者のみであった場合の取扱い	18
5. 4	入札の中止等	18
5. 5	実施方針（案）に関する質問の受付等	18
(1)	質問の受付・回答	18
(2)	担当窓口（問い合わせ、書類提出先）	19

第1章 本委託に関する事項

1. 1 委託内容に関する事項

(1) 委託名称

(仮称) 下水道管路施設包括的維持管理業務委託 (第1期)

(2) 対象施設

本委託の対象施設は、本市が管理する以下の下水道管路施設とする。ただし、本方針は変更することがある。

施設内訳	数量
下水道管路施設	約 1, 548 ha
管きよ (汚水、雨水、合流)	約 540 km
マンホール (躯体、マンホール蓋)	約 17, 590 基
取付け管	約 63, 900 か所
公共ます	約 56, 600 か所

(3) 対象施設の管理者

熊本市上下水道事業管理者 田中 陽礼

(4) 本委託の目的

本委託は、本市が所管する下水道管路施設の維持管理業務について、受託事業者 (以下「事業者」という。) のノウハウや創意工夫等を生かし、業務の効率化及び品質の向上を図ることによって、計画的な維持管理 (予防保全型) へと転換させることを目的とする。

この目的を効果的に達成するために、下水道管路施設に係る複数の業務をパッケージ化し、かつ、複数年契約とする包括的民間委託方式により実施するものである。

(5) 履行場所

- (1) 本委託の履行場所は、熊本市中央区水前寺六丁目2番番45号外地内 (中央区内に限る) とする。
- (2) 業務事務所は、本委託において市民や局等から通報等があった際に、対象場所に概ね1時間以内に到達できる場所に構えること。また、緊急を要する際は、要望受付から現場到着まで、原則1時間以内に現場に到着でき、現場の状況確認及び迅速な対応が可能な体制を整えること。
- (3) 事業者は、夜間又は休日等の業務時間外でも専門技術者が2時間以内に現場に到着でき、現場の状況確認及び迅速な対応が可能な体制を整えること。

(6) 業務内容

本委託は、包括的民間委託として、下水道管路施設の統括管理業務、計画的維持管理業務及び日常的維持管理業務を一括して委託することにより、事業者が下水道管路施設の維持管理を計画的かつ日常的に行うものである。また、本市と事業者との間で災害時対応に関する協定を締結し、災害時においても迅速かつ円滑に災害対応を実施するものである。

本契約の主な業務を以下に示す。現時点で想定する主な業務の数量は、要求水準書(案)の【別紙1】(業務概要)に、業務範囲は、要求水準書(案)の第4章から第7章までに示しているため、こちらを参照すること。ただし、本方針は変更することがあるため、具体的な業務内容及びその他詳細については、入札公告時に示す要求水準書等を参照されたい。

(1) 統括管理業務

- ア 統括マネジメント
- イ データ管理支援
 - (ア) 実施方針データ管理工
 - (イ) 計画的維持管理データ管理工
 - (ウ) 日常的維持管理データ管理工

(2) 計画的維持管理業務

- ア 巡視・点検
 - (ア) 巡視工
 - (イ) マンホール点検工
 - (ウ) 管口カメラ点検工
- イ 調査
 - (ア) TVカメラ調査工
 - (イ) 大口径管TVカメラ調査工
 - (ウ) 本管潜行目視調査工
 - (エ) マンホール目視調査工
 - (オ) スクリーニング調査工

ウ 清掃

- (ア) 管きょ内洗浄工
- (イ) 管きょ内清掃工
- (ウ) 取付け管清掃工
- (エ) 雨水ます清掃工
- (オ) 伏越し施設清掃工
- (カ) スクリーン等清掃工

(3) 日常的維持管理業務

- ア 住民等対応(一次対応)
- イ 修繕等対応(単価契約レベル)(※1)

- (ア) 管きょ内清掃工
 - (イ) 取付け管清掃工
 - (ウ) TVカメラ調査工
 - (エ) マンホール目視調査工
 - (オ) マンホール蓋取替工
 - (カ) 取付け管等修繕工
 - (キ) 公共ます設置工
 - (ク) 公共ます取替工
 - (ケ) ます蓋取替工
 - (コ) 舗装復旧工（すり付け、部分打換え、全面打換え）
 - (カ) 移設工
 - (シ) 害虫駆除工
 - (ス) 保安待機工
 - (セ) 小規模修繕工事
- (4) 災害対応業務
- ア 被災状況把握等
 - イ 二次災害防止等緊急措置・対応

(※1) 修繕等対応は、原則として、1件当たりの費用が250万円以下に限るものとする。この場合において、100万円以下の軽微なものは、本市との事前協議を必要とはせず、事業者自らの判断で自発的に履行でき（ただし、本市に見積書を提出すること。）、100万円を超えて250万円以下のときは、本市との協議を必要とする。当該協議に当たっては、2人以上の者から見積書を徴さなければならない。なお、250万円を超える場合は、本業務とは別に本市が行うことを原則とするが、必要に応じて本市の指示により事業者が実施する場合がある。

(※2) 災害対応業務は、契約締結後、要求水準書（案）の【別紙20】（災害時維持修繕協定（案））に示す内容をもとに、本市と事業者で協議する。

(7) 事業方式

本委託は、下水道管路施設の維持管理に係る各種業務を複数年かつ包括的に委託する「包括的民間委託」を採用する。

(8) 委託方式

詳細な仕様に基づく「仕様発注」とする。

(9) 業務期間

本委託における期限の定めについては次のとおりとする。

- ア 業務準備期間 基本協定締結日から令和6年3月31日まで

- イ 履行期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで（3年間）
- ウ 業務引継期間 令和9年2月1日から令和9年3月31日まで（2か月間）

（10）業務実施体制

事業者は、契約締結後、速やかに要求水準書（案）の【別紙4】（業務実施体制）に定める体制を整えること。ただし、本方針は変更することがある。

1. 2 契約及び支払等に関する事項

（1）本委託に関する協定及び契約

本委託は、次の各号に掲げる協定及び契約を締結する。

（1）基本協定

本市と事業者との間で、本委託の円滑な実施に必要な基本的事項を定めた基本協定を締結する。なお、基本協定（案）は、入札公告時に示す。

（2）統括管理業務委託契約（長期継続契約）

本市と統括管理業務を履行する者との間で、基本協定の定めるところにより、統括管理業務委託契約（長期継続契約）を締結する。なお、当該契約書（案）及び要求水準書は、入札公告時に示す。

（3）計画的維持管理業務委託契約（長期継続契約）

本市と計画的維持管理業務を履行する者との間で、基本協定の定めるところにより、計画的維持管理業務委託契約（長期継続契約）を締結する。なお、当該契約書（案）及び要求水準書は、入札公告時に示す。

（4）日常的維持管理業務委託契約（長期継続契約）

本市と日常的維持管理業務を履行する者との間で、基本協定の定めるところにより、日常的維持管理業務委託契約（長期継続契約）を締結する。なお、当該契約書（案）及び要求水準書は、入札公告時に示す。

（5）災害時維持修繕協定

本市と事業者との間で、基本協定の定めるところにより、災害時維持修繕協定を締結する。なお、当該協定書（案）は、入札公告時に示す要求水準書に掲載する。

（2）総価契約単価合意方式

本委託は複数年にわたる契約となるため、業務量の増減や出来高に応じた支払を可能とし業務の円滑化を図る観点から、業務委託料の算定を行う際に用いる単価をあらかじめ協議し、合意する総価契約単価合意方式の対象業務とする。

単価の合意は、本契約に関する委託契約書の規定に基づき実施するほか、次に掲げる手続により実施するものとする。本方針は変更することがある。

（1）本市及び事業者は、契約締結時に業務委託料内訳書を提出後、すみやかに、その内容について協議し、単価合意書を締結するものとする。

（2）当初契約において、協議開始から14日以内に単価合意が成立した場合、「単価合

意書」を締結する。その際、要求水準書（案）の【別紙11】（単価表）を参考とした単価表を単価合意書の別添として作成の上、添付するものとする。なお、単価契約は、単価表に記載のある工種（レベル2）を対象とし、合意単価は、種別（レベル3）又は細別（レベル4）を対象とする。

- (3) 前号の場合において、それぞれの工種の設計単価について、事業者が見積りを提示し本市との間で協議を行い、合意した単価に諸経費を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を契約単価とし、単価合意書を作成する。
- (4) 単価合意書に記載された数量、合意単価及び合意条件は、本市及び事業者を拘束するものではなく、単価合意書に記載したとおりの作業等を強制するものではない。
- (5) 未契約の工種について新たに契約単価を取り決める必要が生じた場合については、前第2号及び第3号と同様の方法で契約単価を決定し、単価合意書を作成する。
- (6) 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、前第1号に掲げる合意単価が著しく不適当となったときは、本市又は事業者が合意単価の変更の協議（以下「スライド協議」という。）を行うことができるものとする。
- (7) 前号のスライド協議が成立し、これに基づいた委託料の変更契約締結後、単価合意を実施するものとする。その場合、一度合意した単価合意書に記載がある単価であっても、改めて合意し直すものとする。
- (8) 前第1号の規定は、契約金額の変更後の単価合意の場合に準用する。その場合において、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、本市が定め、事業者に通知する。

(3) 支払方法

(1) 統括管理業務

統括管理業務の事業者は、原則として、業務開始後から契約期間中にわたり、四半期ごとに出来高に応じて支払を受けるものとする。ただし、あらかじめ設定した各年度の支払限度額を超えた場合は、支払限度額を上限として支払を受けるものとする。

(2) 計画的維持管理業務

計画的維持管理業務の事業者は、原則として、業務開始後から契約期間中にわたり、四半期ごとに出来高に応じて支払を受けるものとする。ただし、あらかじめ設定した各年度の支払限度額を超えた場合は、支払限度額を上限として支払を受けるものとする。

(3) 日常的維持管理業務

日常的維持管理業務の事業者は、原則として、業務開始後から契約期間中にわたり、四半期ごとに出来高に応じて支払を受けるものとする。ただし、あらかじめ設定した各年度の支払限度額を超えた場合は、支払限度額を上限として支払を受けるものとする。

(4) 災害対応業務

本市と事業者の間で、災害時維持修繕協定を締結するものとし、これに基づく災害対応業務に要した費用は、本市が負担する。

(4) 遵守すべき関係法令等

事業者は本委託を実施するに当たり、必要とされる関係法令等（法律、政令、省令、条例、規則、規定、規程及びガイドライン等を含む。）を遵守するものとする。

(5) 業務の引継ぎ

(1) 業務準備期間における業務の引継ぎ

事業者は、本市との間で基本協定を締結した後、本委託の実施に必要な引継書を譲り受け、履行開始日までに本件各業務の引継ぎを完了させなければならない。

(2) 業務引継期間における業務の引継ぎ

本委託終了に伴う本市又は本市の指定する者への業務の引継は、原則として、本履行期間内に行うこととし、事業者は自らの責任及び費用負担により、引継書の作成等本委託が円滑に引き継がれるように適切な引継を行わなければならない。

第2章 事業者の募集及び選定に関する事項

2. 1 事業者の選定方法

(1) 入札手続の種類

本委託は、要求水準書で定めた内容を確実かつ的確に、精度の高い履行ができる技術、能力を必要とするため、入札手続において技術提案書の提出を求め、入札者の提示する技術、専門的知識、創意工夫等（以下「技術等」という。）と入札価格とを総合的に評価して落札者を決定する「総合評価落札方式（技術提案型）」の入札案件である。

(2) 競争参加資格の確認

本件競争入札に参加しようとする事業者が、本市の競争参加資格有資格者であることや一定の実績を有することなど形式面での資格を有しているかの確認を行う。

(3) 総合評価の方法

本件競争入札は総合評価方式（技術提案型）で採点を行うが、総合評価点（以下「評価値」という。）は次の各号の定めに基づき決定する。

- (1) 入札価格に対する得点（以下「価格評価点」という。）の算出方法は次のとおりとする。

価格評価点＝価格評価点に配分された得点の満点×（1－入札価格に消費税及び地方消費税相当額を加えて得た額／予定価格）

（価格評価点は、小数点第1位を四捨五入するものとする。）

- (2) 技術等に対する得点（以下「技術評価点」という。）については、（仮称）下水道管路施設包括的維持管理業務委託（第1期）落札者決定要領（以下「本件落札者決定要領」という。）に基づき、評価するものとする。
- (3) 総合評価は、入札者の価格評価点と技術評価点を合計した値（評価値）をもって行う。
- (4) 評価値（200点満点）＝価格評価点（100点満点）＋技術評価点（100点満点）とする。

2. 2 事業者の募集及び選定手順

本委託に係る事業者の募集及び選定に当たっては、次の手順及び日程で行うことを予定している。日程は都合により変更することがある。

なお、具体的な日程については入札公告時に示す。

実施事項	日程
実施方針（案）の公表	令和5年3月上旬頃
実施方針（案）に関する質問受付期間	令和5年3月上旬から下旬頃
実施方針（案）に関する質問回答	令和5年3月上旬から下旬頃

下水道管路施設包括的維持管理業務に関する個別ヒアリング	令和5年3月下旬頃
入札公告・入札説明書等の交付	令和5年9月上旬頃
入札説明書等に関する質問受付期間（第1回）	令和5年9月下旬頃まで
入札説明書等に関する質問回答の公表（第1回）	令和5年10月上旬頃まで
参加表明期限	令和5年10月上旬頃
応募資格審査結果の通知	令和5年10月中旬頃
技術提案書に関する質問受付期間（第2回）	令和5年11月上旬頃まで
技術提案書に関する質問回答の公表（第2回）	令和5年11月中旬頃まで
入札書及び技術提案書等の受付期間	令和5年11月下旬頃
落札者の公表	令和6年1月中旬頃
基本協定締結	令和6年2月上旬頃
業務の引継ぎ	令和6年2月上旬頃から同年3月31日予定
契約締結	令和6年4月1日予定

2. 3 委員会の設置

局は、事業者の選定に際して学識経験者及び行政職員から構成される委員会を設置する。

委員会は、応募者の提案の審査を行い、落札者を決定する。局は、委員会の結果を基に、落札者を決定する。

2. 4 提出書類の概要

(1) 応募資格審査書類の内容

本件競争入札に参加しようとする者（以下「参加希望者」という。）は、応募資格審査書類の受付期間に、次に掲げる書類（以下「申請書等」と総称する。）を提出して、入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）の審査を受けなければならない。

- ア 様式第1号「競争入札参加資格確認申請書」
- イ 様式第2号「競争入札参加資格審査調書」
- ウ 様式第3号「水道料金等滞納有無調査承諾書」
- エ 様式第4号「配置予定技術者調書」
- オ 様式第5号「工事（業務）実績調書」
- カ 配置予定技術者が資格を有していることを証明する書類の写し
- キ 業務実績を有していることを証する契約書の写し
- ク 最新の経営事項審査結果通知書の写し（日常的維持管理企業のうち土木工事の業種において入札参加資格を有する者及び建設企業の者に限る。）
- ケ 熊本市税の納税証明書（熊本市税の納税義務がある構成員について公告の日以後に発行されたものの原本に限る。地方税法（昭和25年法律第226号）附則第

59条の規定による徴収の猶予を受けている場合は当該事実を証する書類とする。)

コ 国税の納税証明書（全ての構成員のものについて公告の日以後に発行されたものの原本に限る。新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第3条の規定による納税の猶予を受けている場合は当該事実を証する書類とする。))

サ 様式第6号「共同企業体調書（各構成員の関連企業申告書）」

シ 様式第7号「委任状」

ス 様式第8号「グループ結成届（共同企業体協定書）」

セ 返信用封筒（返信先（参加希望者の住所及び商号又は名称）を記載し、簡易書留料金分を含む郵便料に相当する切手を貼った長形3号封筒）

（2）入札書及び技術提案書等の内容

参加希望者は、入札書及び技術提案書等の受付期間に、次に掲げる書類を提出しなければならない。

ア 入札書

イ 事業委託料内訳書

ウ 技術提案書（様式第9号）

（3）技術提案書の評価

技術提案書の評価においては、次に掲げる事項を主な内容とした提案書の提出を求めることを予定している。

（1）業務実施方針

ア 業務理解度

イ 特定テーマ（維持管理業務における管理水準を確保する仕組み、作業上の安全対策、緊急対応の体制等）

（2）業務実施体制

ア 通常時の実施体制

イ 緊急時の実施体制

（4）応募の費用負担

応募に係る費用は、全て応募者の負担とする。

（5）提出書類の取扱い

（1）著作権

応募者から提出された提案書類の著作権は応募者に帰属する。

（2）提案書類の返却

ア 提出書類

企画提案書等、全ての提出書類は返却しない。

イ 提出内容の取扱

提出された提案書類は、入札参加者を評価する目的以外には使用しない。ただし、熊本市情報公開条例（平成10年4月1日条例第33号）に基づき、開示請求があったときは、当該企業等の権利や競争の地位等を害する恐れがないものについては、開示対象となる場合がある。

2. 5 応募者の参加資格要件

(1) 応募者の構成

応募者の構成等は、以下に示すとおりとする。なお、一部業務の再委託については局の承諾を得た上で認める。ただし、契約の履行の全部又は主たる部分を、一括して第三者に委任し若しくは請け負わせてはならない。

(1) 入札参加者は、次に掲げる者（以下「構成員」という。）から構成されるグループ（以下「グループ」という。）とする。

ア 統括管理業務を実施する者（以下「統括管理企業」という。）

イ 計画的維持管理業務を実施する者（以下「計画的維持管理企業」という。）

ウ 日常的維持管理業務を実施する者（以下「日常的維持管理企業」という。）

(2) 応募者は、複数の企業によるグループとし、グループの運営形式は、各構成企業が各々の業務を分担して実施する「分担方式（乙型JV）」とする。各構成企業の出資比率は問わない。

(3) 構成員の中からグループの代表企業として定め、入札手続や落札者となった場合の契約事務等において、グループ内の全ての調整等を行うとともに、本市との協議等及び本市への提出、通知等を行うものとする。

(4) グループを構成する企業（以下「構成企業」という。）の数は任意とするが、本委託の実施に関して各々適切な役割を担うこと。

(5) 構成企業は、他のグループの構成企業と重複して入札に参加することはできない。

(6) 本件競争入札に事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する事業協同組合をいう。以下同じ。）として申請書等を提出した場合、その組合員は、単体として申請書等を提出することはできない。

(7) 本件競争入札に事業協同組合として参加する場合は、事業協同組合として2. 5 (2) の資格要件を全て満たしていること。また、事業協同組合又は業務を担当する組合員のいずれかが、2. 5 (3) から (5) までの資格要件を満たしていること。業務を担当する組合員についても併せて2. 5 (2) 第5号の資格要件を満たす者であること。

(2) 応募者を構成する企業に共通の参加資格要件

入札参加資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市業

務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱（平成20年告示第731号）第5条に規定する参加資格者名簿に登録されている者又は熊本市上下水道局業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市上下水道局業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱第7条に規定する参加資格者名簿に登録されている者であること。かつ、令和6年度（2024年度）以降の熊本市業務委託契約等又は熊本市上下水道局業務委託契約等入札参加資格申請書を提出し、受理されている者であること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続きの開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続きの開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (4) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成18年告示第105号）第3条第1号及び熊本市上下水道局が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱第3条第1号の規定に該当しないこと。
- (5) 熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（平成21年告示第199号）又は熊本市上下水道局物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第3条の規定による納税の猶予を受けている場合は、当該猶予以外に国税の滞納がない者。地方税法（昭和25年法律第226号）附則第59条の規定による徴収猶予を受けている場合は、当該猶予以外に市税の滞納がない者）
- (7) 熊本市水道料金及び熊本市下水道使用料の滞納がないこと。
- (8) 過去3年の間、本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行ったものであって契約の相手方として不適当と熊本市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が認めるものでないこと。
- (9) 本件競争入札に参加しようとする者との関係が次のアからウまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

- (ア) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

(ア) 組合とその組合員

(イ) 一方の会社の代表者と他方の会社の代表者とが、夫婦の関係である場合

(10) 本委託に係る発注者支援業務の受託者(株式会社日水コン)又は当該受託者と資金面若しくは人事面において関連が認められない者であること。

(3) 統括管理企業の入札参加資格

熊本市上下水道局業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱第7条に規定する参加資格者名簿に登録されている者であり、かつ、次の全てに該当する者であること。

なお、統括管理業務を複数の者で分担して実施する場合は、複数の者で次に掲げる要件を全て満たすように統括管理企業グループを構成すること。

(1) 競争入札に参加する次のいずれかの資格を有する者

ア 入札参加資格者名簿の登録業種のうち、土木一式工事において競争入札に参加する資格を有する者

イ 入札参加資格者名簿の登録業種のうち、コンサルタント業務において競争入札に参加する資格を有する者

ウ 入札参加資格者名簿の登録業種のうち、役務(調査・研究、その他)において競争入札に参加する資格を有する者

(2) 統括管理業務に配置できる次の各号に掲げるいずれかの技術者を有する者。ただし、当該技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、入札参加申込締切日において引き続き3か月以上の雇用関係を有すること。

ア 技術士(技術士法(昭和58年法律第25号)による第2次試験のうち、技術部門について上下水道部門又は総合技術監理部門(いずれも選択科目を下水道に限る。)に合格し、同法による登録を受けている者。以下「技術士(下水道)」という。)等の下水道法施行令第15条各号に規定する資格を有する者

イ 土木工事に関する主任技術者又は監理技術者(建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者で、監理技術者講習修了証の交付を受けている者。以下同じ。)を有する者

- ウ 日本下水道管路管理業協会認定の下水道管路管理総合技士又は下水道管路管理主任技士の資格を有する者等の下水道法施行令第15条各号に規定する資格を有する者

(4) 計画的維持管理企業の入札参加資格

熊本市上下水道局業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱第7条に規定する参加資格者名簿に登録されている者であり、かつ、次の全てに該当する者であること。

なお、計画的維持管理業務を複数の者で分担して実施する場合は、複数の者で次に掲げる要件を全て満たすように計画的維持管理企業グループを構成すること。

- (1) 下水道管路管理業（公益社団法人日本下水道管路管理業協会）登録業者であること。

- (2) 計画的維持管理業務に配置できる次の各号に掲げるいずれかの技術者を有する者。ただし、当該技術者は、常勤の自社員であり、かつ、入札参加申込締切日において引き続き3か月以上の雇用関係を有すること。

ア 日本下水道管路管理業協会認定の下水道管路管理総合技士又は下水道管路管理主任技士の資格を有する者等の下水道法施行令第15条各号に規定する資格を有する者

- イ 技術士（下水道）等の下水道法施行令第15条各号に規定する資格を有する者
- (3) 過去10年間（平成26年4月1日以降。以下同じ。）において、国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関（公団、公社、事業団等をいい、以下「国等」という。）が発注した下水道管路施設のテレビカメラ調査並びに高圧洗浄車及び強力吸引車の使用による下水道管きょ清掃業務を元請として履行した実績（令和6年3月31日までに完了した業務に限る。ただし、業務を共同企業体として履行している場合は、当該共同企業体の代表者として履行した実績に限る。）があること。

- (4) 緊急時にテレビカメラ調査及び清掃の対応ができる者であること。

(5) 日常的維持管理企業の入札参加資格

熊本市上下水道局業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱第7条に規定する参加資格者名簿に登録されている者であり、かつ、次の全てに該当する者であること。

なお、日常的維持管理業務を複数の者で分担して実施する場合は、複数の者で次に掲げる要件を全て満たすように日常的維持管理企業グループを構成すること。

- (1) 下水道管路管理業（公益社団法人日本下水道管路管理業協会）登録業者であること。

- (2) 日常的維持管理業務に配置できる次の各号に掲げるそれぞれの技術者を有する者。ただし、当該技術者は、常勤の自社員であり、かつ、入札参加申込締切日において引き続き3か月以上の雇用関係を有すること。

- ア 土木工事に関する主任技術者又は監理技術者を有する者
- イ 日本下水道管路管理業協会認定の下水道管路管理総合技士又は下水道管路管理主任技士の資格を有する者等の下水道法施行令第15条各号に規定する資格を有する者
- (3) 土木一式工事に係る建設業法（昭和24年法律第100号。）第3条の国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けている者
- (4) 令和6年度の競争入札の参加者の格付け基準とした建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の4に定める様式第25号の12（以下「経営事項審査結果通知書」という。）において、土木一式工事土木一式工事の総合評定値が600点以上あり、第4項第2号に定める入札参加申込の受付期間の満了時又は入札日の前日までに、契約締結予定日において有効な経営事項審査結果通知書の写しを管理者に提出している者又は提出することができる者
- (5) 過去10年間に於いて、国等が発注した下水道管路施設のテレビカメラ調査並びに高圧洗浄車及び強力吸引車の使用による下水道管きよ業務、かつ、維持修繕工事を元請として履行した実績（令和6年3月31日までに完了した業務又は工事に限る。ただし、業務を共同企業体として履行している場合は、当該共同企業体の代表者として履行した実績に限る。）があること。
- (6) 緊急時にテレビカメラ調査及び清掃の対応ができる者であること。

（6）参加資格確認基準日

参加資格確認基準日は、申請書等の提出期限の最終日とする。

2. 6 条件を満たしていない者に対する特例規則

本件入札の参加希望者のうち、申請書等の提出日において2.5（2）第1号の条件を満たしていない者は、5.5（2）の担当部局へ本件入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和5年12月1日までに、熊本市上下水道局総務部総務課へ熊本市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成24年上下水道局規程第25号）第2条において準用する熊本市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成24年規則第102号。以下「特例規則」という。）第4条第1項に規定する入札参加資格に関する審査の申請をしなければならない。

特例規則に規定する審査の結果（競争入札参加資格がないと認めた場合は、その理由も含む。）については、書面により通知する。

2. 7 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認めた旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、管理者に対して競争入札参加資格がないと認めた理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

- (2) 管理者は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

2. 8 入札説明会

入札説明会は実施しない。

2. 9 落札者の決定方法

- (1) 次のいずれの要件にも該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。
- ア 入札価格が予定価格内であること。
 - イ 評価項目のうち「必須とする項目」については、本件落札者決定要領に掲げる必須の要求要件を全て満たしていること。なお、必須の要求要件を満たしていないもの（記載がない場合を含む。）は失格として取扱う。
- (2) 評価値が最も高い者が2者以上あるときは、技術評価点の高い者を落札者とする。この場合において、技術評価点及び価格評価点ともに同点である者が2者以上あるときは、入札価格が低い方を落札者とし、入札価格も同額である場合は、くじにより落札者を定めるものとする。（くじの日時及び場所については、別途指示する。）
- (3) 本件落札者決定要領に基づかない提案書については、評価の対象とせず失格とする場合がある。
- (4) 最低制限価格は設定しない。

第3章 契約の締結等に関する事項

3. 1 契約の締結

(1) 協定及び契約の締結

熊本市は、落札決定後、落札者を相手方として基本協定を締結するとともに、統括管理業務委託契約（長期継続契約）、計画的維持管理業務委託契約（長期継続契約）、日常的維持管理業務委託契約（長期継続契約）及び災害時維持修繕協定を締結する。

(2) 契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置

協定書及び契約書等の解釈について疑義が生じた場合、本市と落札者は誠意をもって協議する。

(3) 契約に要する費用

契約に要する費用は、全て落札者の負担とする。

(4) 契約保証金

熊本市契約規則による。

3. 2 想定されるリスクの責任分担

本委託におけるリスク分担の基本的な考え方は、適正にリスク分担を行うことにより、より効率的で質の高いサービスの提供を目指すものである。

本契約の実施に際して想定されるリスクと当該リスクに対する責任分担は、要求水準書（案）の【別紙10】（リスク分担表）による。本方針では案として示しているため、入札公告時に示す要求水準書では変更になる場合がある。

第4章 業務実施に関する事項

4.1 対象業務の水準

本委託に関する仕様及び要求する水準は、要求水準書において示すものとする。

また、業務実施に必要となる資格者等についても入札公告時に示す要求水準書の記載に基づき配置すること。

4.2 実施状況のモニタリング

本市は、事業者が提供する業務内容の確認等を目的にモニタリングを行う。詳細なモニタリングの方法及び内容等については、入札公告時に示すモニタリング基本計画書等において明らかにする。

第5章 その他本委託の実施に関し必要な事項

5. 1 予算措置

本委託における予算措置は、債務負担行為を定めるよう手続きを進めるものとする。

5. 2 本委託に係る情報の提供

本委託に係る情報の提供については、熊本市上下水道局のホームページを通じて適宜行う。

5. 3 応募者が1者のみであった場合の取扱い

本委託に対する応募者が1者のみであった場合は、第2章の2. 1（事業者の選定方法）に基づき、応募者の審査を行い、落札者とするものの可否を決定する。

5. 4 入札の中止等

不正な行為等により入札を公正に執行できないと認められる場合、若しくは、競争性を確保し得ないと認められる場合は、入札の執行延期、再募集告示又は中止等の対処を図る場合がある。

5. 5 実施方針（案）に関する質問の受付等

（1）質問の受付・回答

（1）質問の受付

実施方針（案）に関する質問は以下のとおり受け付ける。

受付期間	実施方針（案）の公表から令和5年3月31日（金）
受付方法	上記期間に、電子メールによる送信のみを受け付けるものとし、電話等による問い合わせには応じない。 なお、電子メール送信後、令和5年3月31日（金）午後5時までに返信が無い場合は、速やかに問い合わせ先に連絡すること。
質問書の様式	「（様式1）実施方針に関する質問書」に記入の上、添付ファイル（E x c e l形式）として電子メールにて送信すること。
電子メールの件名	電子メールの件名は【（□□）管路包括に関する実施方針に関する質問書】とすること。ただし、『□□』は質問者の企業名とする。
提出先及び電子メール到着確認に関する問い合わせ先	5. 5（2）に記載の窓口とする。

注意事項	この実施方針(案)に対して質問ができる者は、本委託に応募を検討する企業とする。(ただし、入札参加を義務付けるものではないため、必ずしも当該入札に参加する必要はない。)
------	---

(2) 質問の回答

質問に対する回答については、下記要領にて回答する。電話や窓口等での直接回答は行わないので留意すること。

回答日(予定)	可能な限り、随時回答を公表するが、最終回答期限は、令和5年4月28日(金)とする。
回答の方法	熊本市の上下水道局ホームページに質問回答を掲載する。

(2) 担当窓口(問い合わせ、書類提出先)

熊本市上下水道局維持管理部下水道維持課

所在地 : 〒862-8620

熊本市中央区水前寺六丁目2番45号

担当者 : 宮本、溝田

電話 : 096-381-6330

電子メール : gesuidouiji@city.kumamoto.lg.jp